

一般社団法人 日本難病看護学会
会員 各位

一般社団法人 日本難病看護学会事務局 選挙管理委員会

一般社団法人日本難病看護学会代議員選挙告示

一般社団法人日本難病看護学会定款第5条および代議員の選出に関する規程に基づき、下記のとおり、代議員の選挙を実施します。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 選挙人は、規程第6条の通り、会員歴3年以上かつ2020年5月末日までに会費を完納している正会員である。
- 2) 被選挙人は、規程第5条の通り、会員歴3年以上かつ2020年5月末日までに会費を完納している正会員である。

2. 選挙の実施および方法

- 1) 選挙は郵送による無記名投票によって行う。
- 2) 代議員は、正会員による選挙区ごとの選挙により選出する。選挙区は、別表に掲げる通りとし、選挙人が所属する選挙区は、2020年5月末日時点で本会に登録されている連絡先の住所によるものとする。
- 3) 代議員の定数は、正会員20人に1人の割合とし、別表に掲げる通り、正会員数により選挙区ごとに定める。
- 4) 投票は、選挙人1人につき各所属地区の代議員定数の被選挙人を選び、投票用紙に連記する。
- 5) 異議申し立て期間 2020年12月11日(金)～2021年1月12日(火)
- 6) 投票期間 2021年1月18日(月)～1月29日(金)必着
- 7) 開票 2021年2月1日(月)
- 8) 開票場所 〒156-8506 東京都世田谷区上北沢2-1-6
東京都医学総合研究所内 日本難病看護学会選挙管理委員会
- 9) 通知: 2021年2月2日(火)
- 10) 代議員受諾回答締め切り 2021年2月8日(月)
- 11) 代議員名簿作成・確定 2021年2月15日(月)

3. 当選人の決定

- 1) 有効投票を多数得た者から順に当選とする。
- 2) 次の投票は無効とする。
 - (1) 指定の投票用紙および封筒を用いていないもの
 - (2) 投票期日まで投票しなかったもの
 - (3) その他選挙管理委員会が無効と認めたもの
- 3) 同数の有効投票数を得た者については、会員歴の長い順とし、会員歴が同等の場合は生年月日が早い者とする。
- 4) 当選人が確定したときは、選挙管理委員会は当選人にその旨を通知する。

4. 代議員の任期は、選任の4年後に実施する代議員選挙の終了のときまでとする。

5. その他疑義が生じた場合は、その都度選挙管理委員会において決定する。

別表. 選挙区別代議員数

選挙区	都道府県	会員数	代議員定数 (1/20)	選挙人・被選挙人数 (2020年5月末)
第1地区	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 新潟、長野、富山、石川、福井、山梨、静岡 岐阜、愛知	263	13	112
第2地区	東京、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川	310	16	130
第3地区	三重、滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山 岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、愛媛 香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本 宮崎、鹿児島、沖縄	249	12	109

【問い合わせ先】

一般社団法人 日本難病看護学会事務局 選挙管理委員会

委員長 小西かおる(大阪大学)

委員 藤田美江(創価大学)、原口道子(東京都医学総合研究所)

〒156-8506 東京都世田谷区上北沢2-1-6 東京都医学総合研究所 難病ケア看護研究室内

TEL:03-6834-2290 FAX:03-6834-2291